

2 多子子第 3 5 2 号
令和 2 年 5 月 2 6 日

市内 認可保育園
小規模保育事業所
家庭的保育事業所
事業所内保育事業所
認定こども園
認証保育所
一時・定期利用保育
病児・病後児保育 ご利用の皆様

多摩市長 阿部 裕行
(公印省略)

緊急事態宣言解除に伴う市内保育園等の今後のご利用について
(保育園等ご利用の方へ)

日頃より、本市の子育て支援施策にご理解・ご協力を賜り、感謝申し上げます。

この度は市内の各保育園等をご利用の皆様におかれましては、4月より市から登園自粛のお願いをする中で、それぞれの家庭状況に応じて皆さまの多大なるご理解とご協力いただいたことにより、現時点で保育園等において新型コロナウイルス感染症の発症の事実がないこと、重ねてお礼申し上げます。

多摩市内の保育園では、市より登園自粛のお願いを行う以前は約80%の登園者がありましたが、5月15日(金)時点で在籍児童の約30%の登園状況となっており、保育等の提供規模の縮小を行うことができました。(認証保育所は13%)

この度、国の緊急事態宣言が解除となったことにより、本来の日常に戻していくこととなりますが、本市では各園において感染症対策に最大限注力していくことと、徐々に保育の提供規模をもとに戻していくことによる感染対策を講じたいと考えております。また、お子さんの生活環境が急な変化とならないように可能な限り、日数や時間を徐々に増やすなどの登園にご協力ください。

記

1 登園自粛期間の延長について

徐々に日常へ戻すことができるよう、登園自粛期間を6月30日(火)まで延長いたします。なお、利用者負担額(保育料)の日割り計算や認定の取り扱いについては、別紙1～3の通り、延長とします。

※今後の情勢や罹患状況によって、変更となる場合もございます。

2 保育所等で新型コロナウイルス感染者が発生した場合

市内保育所において、在園児または保育士等に感染者が発生した場合（検査により陽性と診断された場合）は、保健所の指示に従い当該施設を原則臨時休園といたします（施設の消毒等の対応及び職員や子どもの健康観察期間が必要なため）。また、在園児が感染者の濃厚接触者に特定された場合は、集団保育の観点から当該園児の健康観察のため登園しないようお願いいたします。

3 新型コロナウイルス感染症拡大防止のためお願い

現在、登園する方には登園前に体温を計測していただいておりますが、その際、お子さんに発熱等が認められる場合には、保育所等の利用をお断りする取り扱いとしています。しかし、発熱以外にも、せき症状等お子さんやご家族の方の体調に少しでも不安がある場合は、集団保育の観点から、無理に登園させずに家庭で様子を見る等、引き続きご協力をお願いします。

4 新型コロナウイルス感染が疑われる方または症状が気になる方へ

感染症の予防に関することや、心配な症状が出てきたときの対応など、新型コロナウイルス感染症に関する内容は、以下の窓口にご相談ください。

■多摩市新型コロナウイルス感染症コールセンター

電話：042-400-1612

対応時間：9時から17時まで（土、日、祝を含む）

■東京都新型コロナコールセンター

電話：0570-550571（ナビダイヤル）

対応時間：9時から21時まで（土、日、祝を含む）

5 本取り扱い延長に伴う、認定期間や保育料等の取り扱いについて

認可保育園等をご利用している方は別紙1、認証保育所をご利用している方は別紙2、定期利用保育等をご利用している方は別紙3を参照してください。

問い合わせ

多摩市子ども青少年部子育て支援課
計画推進・保育担当

電話：042-338-6850